

## 遊具等安全点検マニュアル

### 1. はじめに

このマニュアルは、指定管理者が管理する団地内の遊具等の点検方法及び点検周期等の必要な事項を定めることにより、遊具の安心点検を合理的、効率的かつ適正に執行し、もって遊具に起因する事故防止を図り、利用者が安心して楽しめる場の提供に寄与することを目的とする。

### 2. 本マニュアルの適用範囲

(1) 適用範囲は、指定管理者が管理する県営住宅内の遊具とする。

(2) 対象とする遊具等

- |           |           |                     |
|-----------|-----------|---------------------|
| ① ブランコ    | ⑥ スプリング遊具 | ⑪ 小動物               |
| ② 箱型ブランコ  | ⑦ すべり台    | ⑫ ツール・ベンチ           |
| ③ タイヤブランコ | ⑧ 砂場      | ⑬ パーゴラ・あづまや         |
| ④ シーソー    | ⑨ 鉄棒      | ⑭ コンビネーション遊具(複合遊具)等 |
| ⑤ 回転式遊具   | ⑩ ジャングルジム | ⑮ その他               |

### 1. 点検業務

(1) 点検の種別と概要

点検種別	点検者	点検周期	点検内容
初期点検	製造者・施工者	供用開始後 1 ヶ月以内	動作、性能の検査確認
日常点検	指定管理者	毎月 1 回程度	別紙点検記録書による
定期点検	指定管理者	年 1 回	別紙点検実施基準による
精密点検	製造メーカー	必要に応じて	メーカーによる高精度点検

\* 上記点検周期及び内容は共通的に最低限行うべきものを示したもので、上記点検内容にない事柄についても点検を行う等、細心の注意を払うこと。

#### ① 初期点検

- ア. 供用開始前に遊具の動作・性能等を確認するため製造・施工者が行う点検に立ち会う。
- イ. 供用開始後(1 ヶ月以内)に遊具の動作・性能等を確認するため製造・施工者が行う点検に立ち会う。

#### ② 日常点検

- ア. 指定管理者が日常業務の中で、原則として、毎月 1 回程度、主として目視、触診等により遊具の変形や不具合の有無を調査する点検。
- イ. 入居者、自治会及び地域住民等から遊具に関する不具合等の通報があった場合に点検を行う。
- ウ. 遊具製造者が、維持管理上の点検項目・時期を指定している遊具について、製造者の基準に基づいて点検を行う。

#### ③ 定期点検

ア. 指定管理者が主として目視、触診及び打診等、点検工具を使用し、遊具の変形や異常及び劣化、腐食、腐朽等の有無を調査するため、年1回行う点検。

イ. 注油等の軽易な保全業務は、点検業務に併せて行う。

④ 精密点検

ア. 日常点検や定期点検時に不具合が発見され、特に精度の高い診断が必要な場合に、遊具の専門業者に依頼して行う詳細な点検。

(2) 点検結果報告

遊具の点検結果等の経歴を継承し、効率的な維持管理ができるよう点検者は、点検記録を整理保管する。

① 製造・施工者による初期点検報告書、遊具専門業者による精密点検報告書(業者の様式)を提出させる。

② 日常点検は、遊具点検記録書(別添「様式1」参照)を整理し、簡易・応急修繕を行った場合は、補修箇所を公営住宅管理課に報告する。

③ 定期点検は、遊具点検記録書(別添「様式2」)により報告する。

④ ③の異常箇所は、補修対応を行うとともに報告する。

3. 入居者・自治会等との連携

(1) 遊具事項の未然防止には、日頃、遊具に接する機会が多い入居者及び自治会等との連携・協力が不可欠である。

(2) 子供の危険な行動への注意、遊具の異常を発見、事故が発生した場合などの速やかな通報・連絡等を入居者及び自治会等に協力要請する。

(3) 指定管理者は、上記(1)(2)の連携・協力が円滑に出来るよう、団地管理業務に関する連絡通知文書を自治会等に送付する機会に併せ、適宜、「遊具に関する対応等」についても周知徹底を図ることとする。

## 点検に関する資料

### I. 遊具の安全点検に関するポイント

#### 1. 対象遊具

- (1) ブランコ・箱型ブランコ・タイヤブランコ
- (2) シーズー
- (3) 回転式遊具
- (4) スプリング遊具・コンビネーション遊具（複合遊具）
- (5) すべり台
- (6) 砂場
- (7) 鉄棒・ジャングルジム
- (8) 小動物
- (9) スツール・ベンチ
- (10) パーゴラ・あづまや 等

#### 2. 点検周期

- (1) 日常点検：原則として、月 1 回程度
- (2) 定期点検：年 1 回

#### 3. 点検方法

- (1) 日常点検：目視、触診等による点検
- (2) 定期点検：目視、触診及び打診等、点検工具による点検

#### 4. 点検報告

- (1) 方法：点検記録書（日常・定期）による
- (2) 報告：
  - ① 各遊具の不具合の有無（日常・定期）
  - ② 不具合のある遊具の危険度判定（定期）
  - ③ 不具合のある遊具の対応措置に関する指示内容等（定期）

#### <参考>用語の解説

破損：壊れたり、傷ついたりすること。

欠損：物の一部が欠けてなくなること。

腐食：金属材料等が水・酸素などの化学反応によって、表面から変質、消耗していくこと。

磨耗：堅い材質の物がすり減ること。

損耗：使って減ること。

変形：形や状態が変わること。

亀裂：ひび割れ。亀の甲の模様にはひびが入ること。

## II. 点検実施基準（定期点検）

### (1) ブランコ、箱型ブランコ、タイヤブランコ

遊具名	ブランコ、箱型ブランコ、タイヤブランコ	点検項目	破損、欠損、腐食、ぐらつき、傾き ゆるみ、はずれ
点検内容	<p>① 吊金具、ダルマ金物等の損耗状況。</p> <p>② 座板の腐食、破損の状況</p> <p>③ 座板の地盤面との感覚の適否</p> <p>④ フレーム部材の取付、固定状況。</p> <p>⑤ フレーム部材の腐食、変形状況。</p> <p>⑥ 地盤面の侵食、水溜りの有無。</p> <p>⑦ ボルト・ナットの緩みの良否。</p> <p>⑧ 金属の腐食、磨耗、開き状況。</p> <p>⑨ 着地面の保護材の損耗状況。</p> <p>⑩ 基礎部の露出状況</p>		
点検方法等	<p>日常点検：目視、触診</p> <p>定期点検：目視、触診</p> <p>打診(接続部およびボルト等の腐食を確認)</p> <p>工具使用(ボルト、ナットの締め具合やチェーンの磨耗具合を確認)</p>		
判定基準	判定 A	判定 B	
	緊急修繕又は処置を要するもの	Aまでは至らないもの 或いは経過観察等を要するもの	
	<p>① 吊金具、ダルマ金物等の損耗が著しく切断、外れのおそれのあるもの。</p> <p>② 座板の腐食、破損が著しく、危険なささくれ、突起等があるもの。</p> <p>③ 座板と地盤面との間隔が危険なもの。</p> <p>④ 部材の腐食及びグラツキが著しく遊戯中、危険なもの。</p> <p>⑤ 固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。</p> <p>⑥ クサリ等の磨耗、変形が著しく遊戯中に外れる恐れがあるもの。</p> <p>⑦ 保護材(人口芝等)が損耗しており、着地面に危険なもの。</p> <p>⑧ 地盤面が侵食され、着地面近くに石、コンクリート等が露出しているもの。</p>	<p>① 吊金具、ダルマ金物、座板、フレーム部材に軽微な腐食、破損があるもの。</p> <p>② クサリ等に軽微な不快音、磨耗、変形があるもの。</p> <p>③ 地盤面が侵食されており、滞水する恐れのあるもの。</p>	
措置内容	<p>① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修繕を行う。</p> <p>② 点検時に即対応が不可なものは早期に修繕を行う。(それまでの間、継続使用)</p> <p>③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観察を行う。</p>		

## (2) シーソー

遊具名	シーソー	点検項目	破損、欠損、腐食、ぐらつき、傾き ゆるみ、はずれ
点検内容	① 木製本体の腐食、破損の状況。 ② ハンドル、つり鎖の破損、変形の状況。 ③ 軸受の回転具合の良否。 ④ 設置部の地盤の状況の良否。 ⑤ 軸受支柱の取付、固定状況。 ⑥ 軸受支柱の腐食、変形状況。 ⑦ 地盤面の侵食、水溜りの有無。 ⑧ ボルト・ナットの緩みの良否。 ⑨ 基礎部の露出状況。		
点検方法等	日常点検：目視、触診 定期点検：目視、触診 打診(接合部、基礎部及びゲタ部の腐食を確認) 工具使用(ボルト、ナットの締め具合や軸受部の磨耗具合を確認)		
判定基準	判定 A	判定 B	
	緊急修繕又は処置を要するもの	Aまでは至らないもの 或いは経過観察等を要するもの	
判定基準	① 木製本体の腐食、破損が著しく、危険なササクレ、突起があるもの。 ② ハンドルの破損、変形が著しく、抜ける恐れがあるもの。 ③ 接合部のタイヤ等の破損、接地部の陥没等により危険なもの。 ④ 軸受の不具合により、著しく不快な音がしたり、横揺れがひどいもの。 ⑤ 軸受支柱の腐食及びグラツキが著しく遊戯中危険なもの。 ⑥ 軸受支柱の固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。	① 木製本体、ハンドル、軸受、軸受支柱に軽微な腐食、破損、変形、グラツキがあるもの。 ② 地盤面が侵食されており、滞水する恐れのあるもの。	
措置内容	① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修繕を行う。	① 点検時に即対応可能なものは措置する。 ② 点検時に即対応が不可なものは早期に修繕を行う。(それまでの間、継続使用) ③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観察を行う。	

(3)回転式遊具

遊具名	回転式遊具	点検項目	破損、欠損、ひび割れ、腐食、ぐらつき、傾き、ゆるみ、はずれ
点検内容	① 部材の取付、固定状況。 ② 部材の腐食、変形状況。 ③ 軸受の回転具合の良否。 ④ 軸受支柱の取付、固定状況。 ⑤ 軸受支柱の腐食、変形状況。 ⑥ ボルト・ナットの緩みの良否。 ⑦ 回転部の滑らかさ具合。 ⑧ 基礎部の露出状況。 ⑨ 周辺、地表面の状況。		
点検方法等	日常点検：目視、触診 定期点検：目視、触診 打診(接続部及びボルト類の腐食を確認) 工具使用(ボルト、ナットの締め具合や軸受部の磨耗具合を確認)		
判定基準	判定 A	判定 B	
	緊急修繕又は処置を要するもの	Aまでは至らないもの 或いは経過観察等を要するもの	
	① 部材の腐食及びグラツキが著しく遊戯中、危険なもの。 ② 固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ③ 軸受の不具合により、著しく不快な音がしたり、横揺れがひどいもの。 ④ 軸受支柱の腐食及びグラツキが著しく遊戯中危険なもの。 ⑤ 軸受支柱の固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ⑥ 回転部の動きが著しく固いもの。 ⑦ 回転最下点と地盤面の間隔が危険なもの。	① 部材に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ② 軸受、軸受支柱に軽微な腐食、破損、変形、グラツキがあるもの。	
措置内容	① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修繕を行う。	① 点検時に即対応可能なものは措置する。 ② 点検時に即対応が不可なものは早期に修繕を行う。(それまでの間、継続使用) ③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観察を行う。	

(4) スプリング遊具、コンビネーション遊具

遊具名	スプリング遊具 コンビネーション遊具	点検項目	破損、欠損、ひび割れ、腐食、ぐらつき、傾き、ゆるみ、はずれ
点検内容	(注) コンビネーション遊具は、	個別遊具の項も参照のこと	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 部材の取付、固定状況。</li> <li>② 部材の腐食、変形状況。</li> <li>③ クサリ等の磨耗、偏見状況。</li> <li>④ 回転部の滑らかさ具合。</li> <li>⑤ 滑走面の破損状況。</li> <li>⑥ 着地面との段差。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ ボルト・ナットの緩みの良否。</li> <li>⑧ クサリ、バネ等の磨耗、変形状況。</li> <li>⑨ 基礎部の露出状況。</li> <li>⑩ 周辺、地表面の状況。</li> </ul>
点検方法等	<p>日常点検：目視、触診                  定期点検：目視、触診                  打診(接合部の固定具合、バネの状況を確認)                  工具使用(ボルト、ナットの締め具合を確認)</p>		
判定基準	判定 A	判定 B	
	緊急修繕又は処置を要するもの	Aまでは至らないもの 或いは経過観察等を要するもの	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 部材の腐食、グラツキが著しく、遊戯中危険なもの。</li> <li>② 部材の固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。</li> <li>③ クサリ等の磨耗、変形が著しく、遊戯中に外れる恐れがあるもの。</li> <li>④ 回転部の動きが著しく固いもの、又は著しく不快な音を出すもの。</li> <li>⑤ 滑走面が破損し、危険な箇所があるもの。</li> <li>⑥ クサリ、バネ等の磨耗、変形が著しく遊戯中に外れ、又は、破断する恐れがあるもの。</li> <li>⑦ 基礎部の露出が著しく、頭部等を打つ恐れがあるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 部材に軽微な腐食、破損、変形があるもの。</li> <li>② 基礎部の露出が軽微なもの。</li> <li>③ 地盤面が侵食されており、滞水する恐れがあるもの。</li> </ul>	
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修繕を行う。</li> <li>② 点検時に即対応が不可なものは早期に修繕を行う。(それまでの間、継続使用)</li> <li>③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観察を行う。</li> </ul>		

(5) すべり台

遊具名	すべり台	点検項目	破損、欠損、ひび割れ、腐食、ぐらつき、傾き、ゆるみ、はずれ
点検内容	① 滑走面の破損状況。 ② 手摺、階段の損耗状況。 ③ 着地面との段差。 ④ 部材の取付、固定状況。 ⑤ 部材の腐食、磨耗、変形状況。 ⑥ 基礎部の露出状況。 ⑦ 着地面の砂等の量の適否。		
点検方法等	日常点検：目視、触診 定期点検：目視、触診 打診(階段、手摺、ボルト類の腐食を確認) 工具使用(ボルト、ナットの締め具合を確認)		
判定基準	判定 A	判定 B	
	緊急修繕又は処置を要するもの	Aまでは至らないもの 或いは経過観察等を要するもの	
判定基準	① 滑走面が破損し、危険な箇所があるもの。 ② 手摺、階段が著しく腐食又はぐらついており、転落の恐れがあるもの。 ③ 部材の腐食及びぐらつきが著しく、遊戯中危険なもの。 ④ 部材の固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。 ⑤ 基礎部(着地面附近)の露出により、頭部等を打つ恐れがあるもの。	① 滑走面、手摺、階段等に軽微な破損、腐食、突出、ぐらつき等があるもの。 ② 着地面に軽微な窪みがあるもの。	
措置内容	① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修繕を行う。	① 点検時に即対応可能なものは措置する。 ② 点検時に即対応が不可なものは早期に修繕を行う。(それまでの間、継続使用) ③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観察を行う。	

(6) 砂場

遊具名	砂場	点検項目	破損、欠損、異物混入、水はけ
点検内容	<p>① エプロンの破損状況。                  ② 異物の有無。                  ③ 砂の量の適否。                  ④ 水はけの状況。</p>		
点検方法等	<p>日常点検：目視、触診                  定期点検：目視、触診                  打診(エプロンのヒビ割れの程度を確認)                  工具使用(熊手等で砂中を探る)</p>		
判定基準	判定 A	判定 B	
	緊急修繕又は処置を要するもの	Aまでは至らないもの 或いは経過観察等を要するもの	
	<p>① エプロンが破損し、危険な切り口等があるもの。                  ② 砂中にガラスの破片等が混入しているもの。                  ③ 砂の量が著しく不足しているもの。                  ④ 滞水が広範囲にあるもの。</p>	<p>① エプロンに軽微なひび割れが生じているもの。                  ② 砂場の表面に異物があるもの。                  ③ 砂の量が少し不足しているもの。                  ④ 降雨後も滞水が少しあるもの。</p>	
措置内容	① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修繕を行う。	<p>① 点検時に即対応可能なものは措置する。                  ② 点検時に即対応が不可なものは早期に修繕を行う。(それまでの間、継続使用)                  ③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観察を行う。</p>	

(7) 鉄棒・ジャングルジム

遊具名	鉄棒 ジャングルジム	点検項目	破損、欠損、腐食、ぐらつき、傾き、ゆるみ、はずれ
点検内容	<p>① 部材の取付、固定状況。</p> <p>② 部材の腐食、変形状況。</p> <p>③ 地盤面の侵食、水溜りの有無。</p> <p>④ ボルト・ナットの緩みの良否</p> <p>⑤ 基礎部の露出状況</p>		
点検方法等	<p>日常点検：目視、触診</p> <p>定期点検：目視、触診</p> <p>打診(接合部及び基礎部の固定具合や腐食を点検)</p> <p>工具使用(足元周辺の部材の腐食による寸法の確認)</p>		
判定基準	判定 A	判定 B	
	緊急修繕又は処置を要するもの	Aまでは至らないもの 或いは経過観察等を要するもの	
	<p>① 部材の腐食、グラツキが著しく、遊戯中危険なもの。</p> <p>② 部材の固定状況が悪く、遊戯中危険なもの。</p> <p>③ 基礎部の露出が著しく、頭部等恐れのあるもの。</p>	<p>① 部材に軽微な腐食、破損、変形があるもの。</p> <p>② 基礎部の露出が軽微なもの。</p> <p>③ 地盤面が侵食されており、滞水する恐れがあるもの。</p>	
措置内容	<p>① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修繕を行う。</p> <p>② 点検時に即対応が不可なものは早期に修繕を行う。(それまでの間、継続使用)</p> <p>③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観察を行う。</p>		

(8) 小動物

遊具名	小動物	点検項目	破損、欠損、ひび割れ、腐食、ぐらつき、傾き、ゆるみ、はずれ
点検内容	<p>① 部材の異常を示す磨耗、亀裂、変形等の有無。</p> <p>② 鉄筋の露出、腐食の有無。</p> <p>③ 部材の取付、固定状況。</p> <p>④ 地盤面の侵食、水溜りの有無。</p> <p>⑤ 基礎部の露出状況。</p>		
点検方法等	<p>日常点検：目視、触診</p> <p>定期点検：目視、触診</p> <p>打診(基礎部の固定具合を点検)</p>		
判定基準	判定 A	判定 B	
	緊急修繕又は処置を要するもの	Aまでは至らないもの 或いは経過観察等を要するもの	
	<p>① グラツキが著しく、転倒の恐れがあるもの。</p> <p>② 変形、亀裂が著しく、倒壊の恐れがあるもの。</p> <p>③ 一部破損に伴い鉄筋等が露出し危険なもの。</p>	<p>① 地盤面が侵食されており、滞水する恐れがあるもの。</p> <p>② 軽微な亀裂等のあるもの。</p>	
措置内容	① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修繕を行う。	<p>① 点検時に即対応可能なものは措置する。</p> <p>② 点検時に即対応が不可なものは早期に修繕を行う。(それまでの間、継続使用)</p> <p>③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観察を行う。</p>	

(9) スツール、ベンチ

遊具名	スツール ベンチ	点検 項目	破損、欠損、ひび割れ、腐食、ぐらつき、傾き、ゆるみ、はずれ
点検内容	① 尻当て及び背当て部の腐食、破損状況。 ② 尻当て及び背当て部の釘、ボルト、ビス等の突起物の有無。 ③ 地盤との固定金具の良否。		
点検方法等	日常点検：目視、触診 定期点検：目視、触診 打診(板材の浮き、釘打ち部等の突起物を確認)		
判定基準	判定 A	判定 B	
	緊急修繕又は処置を要するもの	Aまでは至らないもの 或いは経過観察等を要するもの	
判定基準	① 尻当て、背当て部に危険なささくれ、鋭利な切り口等があるもの。 ② 尻当て、背当て部の腐食、破損が著しく、腰掛けられないもの。 ③ 尻当て、背当て部に、釘、ボルト、ビス等の危険な突起物があるもの。 ④ グラツキが著しく、転倒の恐れがあるもの。	① 尻当てに一部破損がある。 ② 背当てに一部破損がある。 ③ 地盤面が侵食されており、滞水する恐れがある。	
措置内容	① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修繕を行う。	① 点検時に即対応可能なものは措置する。 ② 点検時に即対応が不可なものは早期に修繕を行う。(それまでの間、継続使用) ③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観察を行う。	

(10) パーゴラ、あづまや

遊具名	パーゴラ あづまや	点検項目	破損、欠損、ひび割れ、腐食、ぐらつき、傾き、ゆるみ、はずれ
点検内容	<p>① 構造体の傾斜、変形等の有無。</p> <p>② 構造材の異常を示す亀裂、腐食等の有無。</p> <p>③ 鉄筋の露出、腐食の有無。</p> <p>④ 屋根材の破損の有無。</p>		
点検方法等	<p>日常点検：目視、触診</p> <p>定期点検：目視、触診</p> <p>打診(基礎部や柱材の腐食等を確認)</p> <p>工具使用(ボルト、ナットの締め具合を確認)</p>		
判定基準	判定 A	判定 B	
	緊急修繕又は処置を要するもの	Aまでは至らないもの 或いは経過観察等を要するもの	
	<p>① 柱材の腐食、変形、亀裂等が著しく、倒壊の恐れがあるもの。</p> <p>② 屋根の腐食、変形、亀裂が著しく、落下の恐れがあるもの。</p> <p>③ 破損断面が鋭利である等、危険なもの。</p> <p>④ 屋根材の破れ、割れがあり機能をはたしていないもの。</p>	<p>① 柱材に軽微な腐食、亀裂等のあるもの。</p> <p>② 鉄筋の露出(錆び汁の発生含む)又は腐食がみられるもの。</p> <p>③ 屋根材の一部に破れ又は割れがみられるもの。</p>	
措置内容	① 直ちに使用禁止の措置を講じ緊急修繕を行う。	<p>① 点検時に即対応可能なものは措置する。</p> <p>② 点検時に即対応が不可なものは早期に修繕を行う。(それまでの間、継続使用)</p> <p>③ 当面、修繕の必要性がないものは経過観察を行う。</p>	